

決済協第193号  
平成23年4月15日

会員各位

(社)日本資金決済業協会  
会長 福原 紀彦

### 東日本大震災の被災者への対応について

今回の東日本大震災により被害を受けられた会員の皆様に対しまして、心からお見舞い申し上げます。

さて、会員の皆様におかれましては、今回の震災により被害を受けられた利用者の皆様に對し、下記のとおり適時、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 被災者からの、有効期限のある前払式支払手段の取扱い及びやむを得ない事情により前払式支払手段の利用が著しく困難となった場合の取扱い等については、被災状況等を十分配慮して対応すること。
2. 資金移動業における被災者の本人確認については、被災状況等を十分配慮し、平成23年3月25日公布の「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」に基づく被災者の本人確認方法の特例に十分留意して対応すること。
3. 上記のほか、被災者からの前払式支払手段及び資金移動業の利用等に係る相談等について、被災者の要請内容や被災状況等を踏まえて、きめ細かく丁寧に対応すること。

以上

【照会先】  
協会事務局 03-3219-0601